



GRAPHITITE DESIGN INC.



2022年3月25日

会社名 株式会社グラフィイトデザイン

代表者名 代表取締役社長 山田 拓郎

(JASDAQ コード番号 7847)

問合せ先 常務取締役管理部部長 窪田 悟

(TEL. 0494-62-2800)

定款一部変更及び役員改選に関するお知らせ

当社は、2022年3月25日開催の取締役会において、第33回定時株主総会にて付議する定款一部変更及び役員候補者について内定いたしましたのでお知らせいたします。

1. 定款一部変更について

(1) 定款変更の理由

- A. 「会社法の一部を改正する法律」(令和元年法律70号)附則第1条ただし書きに規定する改正規定が2022年9月1日に施行されることに伴い、株主総会資料の電子提供制度が導入されることとなりますので、次のとおり定款を変更するものであります。
- (a) 株主総会参考書類等の内容である情報について電子提供措置をとる旨を定款に定めることが義務付けられることから、変更案第14条(電子提供措置等)第1項を新設するものであります。
- (b) 株主総会参考書類等の内容である情報について電子提供措置をとる事項のうち、書面交付を請求した株主に交付する書面に記載する事項の範囲を法務省令に定める範囲に限定することができるようにするため、第14条(電子提供措置等)第2項を新設するものであります。
- (c) 株主総会資料の電子提供制度が導入されますと、現行定款第14条(株主総会参考書類等のインターネット開示とみなし提供)の規定は不要となるため、これを削除するものであります。
- (d) 上記新設及び削除される規程の効力に関する附則を設けるものであります。なお、本附則は期日経過後に削除するものといたします。
- B. その他、会社法の規定に則った条文の修正、法令規程の表現に合わせた文章の整備、字句の修正等、所要の変更を行うものであります。

(2) 変更内容

(下線は変更部分を示しております。)

現行定款	変更案
第1条から第8条 (条文省略)	第1条から第8条 (現行どおり)
(株主名簿管理人) 第9条 当社は、株主名簿管理人を置く。 2. 株主名簿管理人およびその事務取扱場所は、 取締役会の決議によって選定し、公告する。	(株主名簿管理人) 第9条 当社は、株主名簿管理人を置く。 2. 株主名簿管理人及びその事務取扱場所は、 取締役会の決議によって選定し、公告する。

現行定款	変更案
(株式取扱規則) 第 10 条 株主名簿および新株予約権原簿への記載または記録、その他株式または新株予約権に関する取扱いおよび手数料、株主の権利行使に際しての手続等については、法令または定款に定めるもののほか、取締役会において定める株式取扱規則による。	(株式取扱規則) 第 10 条 株主名簿及び新株予約権原簿への記載または記録、その他株式または新株予約権に関する取扱い及び手数料、株主の権利行使に際しての手続等については、法令または定款に定めるもののほか、取締役会において定める株式取扱規則による。
第 11 条から第 12 条 (条文省略)	第 11 条から第 12 条 (現行どおり)
(招集権者および議長) 第 13 条 (条文省略)	(招集権者及び議長) 第 13 条(招集権者及び議長) (現行どおり)
(株主総会参考書類等のインターネット開示とみなし提供) 第 14 条 当社は、株主総会の招集に関し、株主総会参考書類、事業報告、計算書類および連結計算書類に記載または表示すべき事項に係る情報を、法務省令に定めるところに従いインターネットを利用する方法で開示することにより、株主に対して提供したものとみなすことができる。	削除
(新設)	(電子提供措置等) 第 14 条 当社は、株主総会の招集に際し、株主総会参考書類等の内容である情報について電子提供措置をとる。 2. 当社は、電子提供措置をとる事項のうち法務省令で定めるものの全部または一部について、議決権の基準日までに書面交付請求をした株主に対して交付する書面に記載することを要しないものとする。
第 15 条から第 16 条 (条文省略)	第 15 条から第 16 条 (現行どおり)
(議事録) 第 17 条 株主総会の議事録は、議事の経過の要領およびその結果並びにその他法令に定める事項を議事録に記載または記録する。 2. 株主総会の議事録は、その原本を決議の日から 10 年間本店に備え置き、その謄本を 5 年間支店に備え置く。	(議事録) 第 17 条 株主総会の議事録は、議事の経過の要領及びその結果並びにその他法令に定める事項を議事録に記載または記録する。 2. 株主総会の議事録は、その原本を決議の日から 10 年間本店に備え置き、その謄本を 5 年間支店に備え置く。
第 18 条から第 22 条 (条文省略)	第 18 条から第 22 条 (現行どおり)
(取締役会の招集権者および議長) 第 23 条 (条文省略)	(取締役会の招集権者及び議長) 第 23 条 (現行どおり)
第 24 条(取締役会の招集通知) 取締役会の招集通知は、各取締役および各監査役に対し会日の 3 日前までに発するものとする。ただし、緊急の必要があるときは、この期間を短縮することができる。	第 24 条(取締役会の招集通知) 取締役会の招集通知は、各取締役及び各監査役に対し会日の 3 日前までに発するものとする。ただし、緊急の必要があるときは、この期間を短縮することができる。

現行定款	変更案
第 25 条 (条文省略)	第 25 条 (現行どおり)
(代表取締役および役付取締役) 第 26 条 当社は、取締役会の決議によって、代表取締役を選定する。 2. 代表取締役は会社を代表し、会社の業務を執行する。 3. 取締役会は、その決議によって、取締役社長 1 名を選定し、取締役会長 1 名および取締役副社長、取締役専務、常務取締役各若干名を選定することができる。	(代表取締役及び役付取締役) 第 26 条 当社は、取締役会の決議によって、代表取締役を選定する。 2. 代表取締役は会社を代表し、会社の業務を執行する。 3. 取締役会は、その決議によって、取締役社長 1 名を選定し、取締役会長 1 名及び取締役副社長、 <u>専務</u> 取締役、常務取締役各若干名を選定することができる。
第 27 条 (条文省略)	第 27 条 (現行どおり)
(取締役会の議事録) 第 28 条 取締役会における議事の経過の要領およびその結果並びにその他法令で定める事項は、議事録に記載または記録し、出席した取締役および監査役がこれに記名押印または電子署名する。 2. 取締役会の議事録は、10 年間本店に備え置く。	(取締役会の議事録) 第 28 条 取締役会における議事の経過の要領 <u>及び</u> その結果並びにその他法令で定める事項は、議事録に記載または記録し、出席した <u>取締役及び</u> 監査役がこれに記名押印または電子署名する。 2. 取締役会の議事録は、10 年間本店に備え置く。
第 29 条から第 30 条 (条文省略)	第 29 条から第 30 条 (現行どおり)
(取締役の責任免除) 第 31 条 (条文省略)	(取締役の責任免除 <u>及び</u> 責任限定契約) 第 31 条 (現行どおり)
(監査役および監査役会の設置) 第 32 条 当社は、監査役および監査役会を置く。	(監査役 <u>及び</u> 監査役会の設置) 第 32 条 当社は、監査役 <u>及び</u> 監査役会を置く。
第 33 条から第 38 条 (条文省略)	第 33 条から第 38 条 (現行どおり)
(監査役会の議事録) 第 39 条 監査役会における議事の経過の要領およびその結果並びにその他法令で定める事項は、議事録に記載または記録し、出席した監査役がこれに記名押印または電子署名する。	(監査役会の議事録) 第 39 条 監査役会における議事の経過の要領 <u>及び</u> その結果並びにその他法令で定める事項は、議事録に記載または記録し、出席した監査役がこれに記名押印または電子署名する。
第 40 条から第 41 条 (条文省略)	第 40 条から第 41 条 (現行どおり)
(監査役の責任免除) 第 42 条 (条文省略)	(監査役の責任免除 <u>及び</u> 責任限定契約) 第 42 条 (現行どおり)
第 43 条から第 46 条 (条文省略)	第 43 条から第 46 条 (現行どおり)

<p>(会計監査人の責任免除) 第 47 条 当社は会計監査人との間で、会社法第 423 条第 1 項の賠償責任について法令に定める要件に該当する場合には賠償責任を限定する契約を締結することができる。ただし、当該契約に基づく賠償責任の限度額は、金 3,000 万円以上であらかじめ定めた額と法定の定める最低責任限度額とのいずれか高い額とする。</p>	<p>(会計監査人の責任免除及び責任限定契約) 第 47 条 当社は、<u>会社法第 426 条第 1 項の規定により、取締役会決議をもって、会社法第 423 条第 1 項の会計監査人(会計監査人であった者を含む。)の責任を法令の限度内において免除することができる。</u> <u>2. 当社は、会社法第 427 条第 1 項の規定により、会計監査人との間に会社法第 423 条第 1 項の賠償責任を限定する契約を締結できる。ただし、当該契約に基づく賠償責任の限度額は、法令が規定する額とする。</u></p>
<p>第 48 条から第 50 条 (条文省略)</p>	<p>第 48 条から第 50 条 (現行どおり)</p>
<p>(期末配当金等の除斥期間) 第 51 条 期末配当金および中間配当金が、支払開始の日から満 3 年を経過しても受領されないときは、当社はその支払義務を免れる。 2. 未払の期末配当金および中間配当金には利息をつけない。</p>	<p>(期末配当金等の除斥期間) 第 51 条 期末配当金<u>及び</u>中間配当金が、支払開始の日から満 3 年を経過しても受領されないときは、当社はその支払義務を免れる。 2. 未払の期末配当金<u>及び</u>中間配当金には利息をつけない。</p>
<p>(新設)</p>	<p>附則 <u>(株主総会資料の電子提供に関する経過措置)</u> <u>第 1 条 定款第 14 条(株主総会参考書類等のインターネット開示とみなし提供)の削除及び変更定款第 14 条(電子提供措置等)の新設は、2022 年 9 月 1 日から効力を生ずるものとする。</u> <u>2 前項の規定にかかわらず、2022 年 9 月 1 日から 6 か月以内の日を株主総会の日とする株主総会については、現行定款第 14 条(株主総会参考書類等のインターネット開示とみなし提供)は、なお効力を有する。</u> <u>3 本条は、2022 年 9 月 1 日から 6 か月を経過した日又は前項の株主総会日から 3 か月を経過した日のいずれか遅い日後にこれを削除する。</u></p>

2. 2022 年 5 月下旬開催予定の第 33 回定時株主総会に提案

(1) 社内取締役候補者

やまだ たくろう きもと ゆうじ まつだ きよし くぼた さとる まつもと けいぞう たかす じゅん
山田 拓郎、木本 裕二、松田 喜良、窪田 悟、松本 敬三、高須 淳
(以上 6 名 重任)

(2) 社外取締役

わだ たけし とくやま ひであき
和田 壮司 (7 年)、徳山 秀明 (1 年) (以上 2 名 重任)

以上